

木質資源利用ボイラー、木質ペレット・薪ストーブの導入に要する経費を助成します。



間伐材等林地残材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、公共施設等への木質バイオマスを使用したエネルギー利用の導入を促進します。

補助率 1 / 2 以内

- ・木質資源利用ボイラー：
上限400万円/施設
- ・木質ペレット・薪ストーブ：
上限50万円/台

補助事業者は、市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者に限る）です。

木質資源利用ボイラー、木質ペレット・薪ストーブは、岐阜県内の森林から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用するものとします。

また、木質ペレット・薪ストーブの導入に当たっては、岐阜県内で製造された製品の導入に努めるものとします。

お問い合わせ先

詳細は、所管の県農林事務所（林業課）、もしくは以下までお問い合わせください。

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 林政部 森林経営課 林業改革室 木質バイオマス産業係

TEL : 058-272-8491 FAX : 058-278-2706

木質バイオマス利用施設導入促進事業Q & A

Q 1 対象施設は何か。

木質チップや木質ペレット等木質バイオマスを燃料として利用する空調用、給湯用、暖房用及び発電用等のボイラー・ストーブの熱源施設。

なお、燃料となる木質チップ、木質ペレット等は岐阜県内に所在する森林から生産された木材を原料に加工・製造されたものに限る。また、ボイラー・ストーブの導入に当たっては、県内で製造された製品の導入に努める。

Q 2 事業主体の区分はどのようなか。

市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者に限る）、その他知事が認めるもの。

なお民間事業者の内、ボイラー・ストーブの販売店は事業主体として認めない。

Q 3 多くの県民の利用が十分見込まれる施設とは。

多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー施設等とは、一般消費者を対象とする共有空間であって、不特定多数の人が制限なく出入りできる施設。また、年間稼働・営業日数および年間来訪・利用者数において実施要領に定める要件を満たす施設とする。

〔 例 対 象：ホテルのロビー、販売店のショールーム、飲食店など
非対象：ホテルの客室、卸売店舗、関係者のみが入り出す事務所など 〕

Q 4 対象となる経費は何か。

木質資源利用施設本体とその附帯施設に係る経費が対象となる。

なお、ストーブの据付に伴う必要最低限の家屋の改修工事(例:床面・壁面の耐火工事、煙突附設に伴う壁面改修工事など)は対象とするが、煙突附設に伴う壁面の華美な装飾、ストーブ周囲の器具(例:灰出しのブラシ・スコップ、温度計、斧、燃料置きなど)は対象としない。

Q 5 補助額の算定方法は。

木質資源利用施設整備に係る経費の1/2以内の額。

ただし、木質ペレット・薪ストーブは1台あたり50万円、木質資源利用ボイラーは1施設あたり400万円を補助金の上限とする。

○その他のお問い合わせについては、各所管の林業課へお問い合わせください。

所管	管轄する市町村	住所	電話番号
岐阜農林事務所	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市 岐南町、笠松町、北方町	岐阜市藪田南5-14-53	058-214-7408
西濃農林事務所	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町 輪之内町、安八町	岐阜県大垣市江崎町422-3	0584-73-1111(代表)
揖斐農林事務所	揖斐川町、大野町、池田町	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	0585-23-1111(代表)
中濃農林事務所	関市、美濃市	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011(代表)
郡上農林事務所	郡上市	郡上市八幡町初音1727-2	0575-67-1111(代表)
可茂農林事務所	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町 八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111(代表)
東濃農林事務所	多治見市、瑞浪市、土岐市	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111(代表)
恵那農林事務所	恵那市、中津川市	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111(代表)
下呂農林事務所	下呂市	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111(代表)
飛騨農林事務所	高山市、飛騨市、白川村	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111(代表)